管内一円工事特記仕様書

制定　平成24年４月１日

最近改定　令和 ３年４月１日

１　適用等

　この特記仕様書は、土木事務所が発注する管内一円の工事に適用するものとし、請負人は、工事の進捗に伴う執行管理を適正に行うため、以下の項目を遵守しなければならない。

２　監督員の指示

(1)　請負人は、監督員による1箇所ごとの**第1号様式『管内一円工事監督員指示書（副）』**（以下、**「指示書」**という。）により施工しなければならない。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(2) 請負人は、**「指示書」**に基づき速やかに施工するものとし、**「指示書」**に記載されている工事概要の現場確認を行い、施工前に内容等について監督員と協議しなければならない。

(3)　請負人は、緊急を要する場合の監督員以外の当該土木事務所職員の指示についても履行するものとし、口頭による指示の場合も請負人は、履行しなければならない。

なお、後日受領する**「指示書」**の日付は、口頭指示の日付とし、請負人は、施工後、速やかに指示に対する施工内容の報告・確認を監督員に行うものとする。

(4)　請負人は、監督員の指示内容と現場が一致しない場合は、現場の安全の確保を行った後に、ただちに監督員に連絡をし、対応について協議しなければならない。

(5)　請負人は、**「指示書」**の写しを完成書類に添付しなければならない。

３　監督員への報告

(1)　請負人は、必要に応じ又は監督員に求められた場合、施工状況を連絡又は報告するものとする。

(2) 請負人は、**「指示書」**に基づく１施工箇所の工事が完了したときは、**第2号様式『管内一円工事完了報告書』**（以下、**「完了報告書」**という。）を**第3号様式『管内一円工事進捗状況報告書』**（以下、**「進捗状況報告書」**という。）と一緒に、工事写真等の関係書類を添えて、工事の完成日の翌日から7日以内（土日祝祭日、12月29日から1月3日を除く）に監督員に提出しなければならない。なお、仕様・数量を記載した**「内訳書：設計書と同一様式」**は、工事の完成日の翌日から10日以内（土日祝祭日、12月29日から1月3日を除く）に**「完了報告書（副）」**の写しを**「内訳書」**に添付して提出しなければならない。ただし、施工量や施工内容等の現場状況により、これに依りがたい場合は監督員の承諾を得たうえで**「内訳書」**の提出期限を変更できるものする。

(3) 請負人は、仕様・数量を記載した**「内訳書」**の提出に際しては、出来高の根拠となる計算書等の資料を併せて提出しなければならない。

(4) 請負人は、**「完了報告書」**及び**「進捗状況報告書」**に概算直接工事費を必ず記載しなければならない。

なお、**「進捗状況報告書」**に記載する出来高金額確認用の直接工事費（設計）は、当初の官積算額とし、監督員に確認するものとする。

(5)　 請負人は、監督員からの精査に関する資料要求に際しては、速やかに対応するとともに、その資料を提出しなければならない。

また、監督員から見積書の徴収依頼があった場合も同様とし、その資料を速やかに提出しなければならない。

４　出来高の確認

(1)　請負人は、出来高に関する執行管理を適正に行うとともに、変更等が生じた場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。

(2)　請負人は、出来高に関する精査の状況を常に監督員と協議・調整し、共有するものとする。

(3)　請負人は、監督員が現場確認及び完成図書による確認を行った時点で差異が判明した場合は、再協議しなければならない。

(4)　請負人は、**「進捗状況報告書」**を提出する際には、工事の進捗に伴い、監督員と協議した最新の出来高金額を概算直接工事費欄に記載するものとする。また、指示された箇所は全て記載するものとし、施工前及び完了前は各々の予定日を記載しなければならない。

(5)　請負人は、進捗状況報告書の概算直接工事費の出来高80％程度で監督員と進捗状況に関する協議を行うものとする。

５　調査・緊急出動

(1)　請負人は、作業員1班5人以上（公園工事は1班3人以上）が常に出動可能な24時間体制を整えるものとする。

(2)　調査出動とは、緊急時における出来高のない工事とし、緊急出動とは、緊急時に簡易な工事が伴う場合とする。

(3) 請負人は、調査・緊急出動に際し、設計書に示されている人員（調査出動1班3人、公園工事の調査出動は１班２人、緊急出動１班5人、公園工事の緊急出動は１班3人）で出動しなければならない。ただし、現場状況による出動人員等の変更は、監督員の指示又は協議に基づき決定する。なお、調査・緊急出動を実施したときは現場において、出動人員、作業状況及び現場状況の確認が可能な写真を撮影し、完了報告時に提出しなければならない。

(4) 請負人は、調査・緊急出動の指示を受けたときは、１時間以内に現場に到達し、監督員等（監督員以外の当該土木事務所職員を含む）に状況を連絡するとともに、対応について協議しなければならない。

なお、連絡及び協議が困難な状況の時は、安全の確保を優先し、現場の対応を図るものとし、出動人員等は請負人の判断とする。

(5) 請負人は、本工事に必要な車両類、資機材及び保安機材を常に確保しておくものとする。

(6) 上記以外の出動に関する条件等については、工事ごとの「現場説明書」及び別に定められた「特記仕様書」等を参照するものとする。

６　その他

(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の対象外とする。ただし、１施工箇所の工事金額が経費を含めて500万円を超えた場合は、建設リサイクル法の対象になるので、着手前に手続きを行うものとする。

(2) 施工計画書の記載内容は、工事概要、現場組織表、使用機械、緊急時の体制、安全管理、再生資源活用計画とする。なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記しなければならない。

また、交通管理は交通管理者との協議等によるものとし、使用材料は使用材料承諾願によるものとする。

(3) その他、この特記仕様書に記載のないものは、監督員との協議しなければならない。